

## 令和5年度 「門司学園高等学校 生徒心得」

この生徒心得は、生徒の皆さんが順守すべき規範の一端を示したものです。学校生活の中で、授業はもちろん、学校行事や生徒会活動・部活動等に積極的に参加し、大いに自己を磨いてください。また、本校の生徒としての誇りをもち、責任ある行動をとることによって、皆さんが社会の一員として尊敬される存在に成長することを心から願っています。

### 1 礼儀

- (1) 他者の人格を尊重し良好な人間関係づくりに努める。
- (2) 挨拶を励行する。
- (3) 秩序ある生活の中で時間を厳守し、責任ある行動をとる。

### 2 学習

- (1) 高い志を抱き自己の将来像を描きながら、真剣に学習に取り組む。
- (2) 常に学習時間を確保し、予習・復習の勉学習慣を身につける。
- (3) 真摯な態度で授業に臨み、限られた時間の中で最善を尽くす。

### 3 登校・下校

- (1) 登校時刻
  - ア (朝課外実施日) 7時40分
  - イ (朝課外なし) 8時30分
- (2) 下校時刻
  - ア 下校時刻は、19時30分までとする。(長期休業中は17時まで)
  - イ バス利用の生徒は19時30分までに昇降口付近にいること。
- (3) 登下校の順路
  - ア 正門より登下校し、裏門等は利用しない。
  - イ 猿喰の住宅街の道は通らず、バス道路脇の歩道を通ること。
- (4) 登下校時のマナー
  - ア 社会的マナー・交通ルールを守る。
  - イ 地域住民の社会生活を大切にすること。
  - ウ 公共交通機関利用時のマナーには特に注意すること。
- (5) 自転車通学
  - ア 自転車通学は、安全面を考慮し、条件付で許可する場合がある。詳細は、別項「自転車通学許可規定」を参照のこと。
- (6) その他
  - ア 登校後の外出は原則として禁ずる。外出の必要があるときは、学級担任に届け出て許可を得ること。
  - イ 登校下校に際しては、校内の掲示に注意し達示・連絡等を見落とさないように心がける。
  - ウ 下校に際しては、教室・廊下等の戸締まり施錠を行う。
  - エ 休日の登校は禁止とする。休日登校をする場合は、担当教員の監督を必要とする。

### 4 欠席等の届出

- (1) 遅刻・欠席・早退・欠課の届出
  - ア 遅刻、欠席は、当日の朝礼時までに保護者から学級担任に連絡すること。
  - イ 早退、欠課は、担当時間の教科担任及び学級担任に許可を得ること。
  - ウ 法定伝染病に罹患した場合、あるいは定期考査中の病欠欠席は医師の診断書を提出すること。
- (2) 忌引は、次の通りとする。

父母	7日以内
祖父母等	3日以内
兄弟姉妹	3日以内
伯叔父母	1日
曾祖父母	1日

## 5 服装・頭髪・携行品等に係る規定

本校規定の制服等を着用し、常に端正で適切な着こなし、清潔な服装・頭髪を心がける。  
式典がある日は全員冬服を着用する。  
下記の内容を原則とします。※詳細について適宜指示。

### 【制服】

- (1) 上着（冬）
  - ア 学校指定のものを着用する。
  - イ 上着の下に着用するベスト、セーターは、学校指定のものとする。
  - ウ 学校指定のネクタイまたはリボンを着用する。
  - エ ボタンはすべて留める。
- (2) 上着（夏）
  - ア 学校指定のものを着用する。
  - イ ボタンはすべて留める。
- (3) ボトム（夏冬）
  - ア 学校指定のものを着用する。
  - イ スカート丈は膝にかかる程度とする。
  - ウ ベルトは皮または合皮の黒・紺・茶の単色とし、幅や長さが適当なものとする。  
飾り金具や編み込みのものは不可。
- (4) 靴下（夏冬）
  - ア 紺色で長さはミドル（くるぶしが隠れる）、小さなワンポイント付きも可とする。
  - イ ストッキングはベージュ系色、タイツは黒色を着用する。
- (5) 名札
  - ア 校内では必ず付け、校外では付けない。
- (6) 防寒着・防寒具
  - ア コートは学校指定のものとする。
  - イ 手袋・マフラーは、高価でなく華美でないものを着用する。
  - ウ ネックウォーマーは、ワンポイント付きも可とする。  
※室内では、ア～ウを着用しない。
  - エ ひざかけは、黒・紺・グレーを基調とした単色または小さい模様（チェック柄を含む）ものとする。ただし、毎日、サブバッグに入れて持ち帰ること。

### 【頭髪等】

- (1) 頭髪
  - ア 前髪は、目にかからない長さとする。
  - イ パーマ類、染色・脱色、整髪料での変形を加えない。
  - ウ 後ろ髪は、肩にかからない長さとする。肩にかかる場合は、ゴムで結ぶ。
  - エ 髪飾り類（飾りピン、リボン、カチューシャ、ヘアバンド、バレッタ等）は使用しない。
- (2) その他
  - ア 化粧は一切しない。アクセサリ類は身につけない。
  - イ 爪は短く、清潔に整えておく。
  - ウ 清潔感のある着こなしをする。シャツを出したり、スカート丈を変えたりしない。

### 【靴】

- (1) 通学靴
  - ア 白を基調とした運動靴・スニーカー（ひも靴）、あるいは黒または茶の皮・合皮靴とする。（指定のグランドシューズでも可）
  - イ 高価で装飾のあるもの、ヒールの高いもの、ハイカットのもの等は着用しない。
- (2) 上履き
  - ア 学校指定の上履きを着用する。
  - イ 上下足の区別を明確にする。
  - ウ 踵を踏みつけて使用しない。
- (3) グランドシューズ
  - ア 戸外の授業・学校行事等で指定の場所、時間に学校指定のものを着用する。
  - イ 校舎内には持って上がらない。また、昇降口やグランド等に放置しない。
  - ウ 所定の下足ロッカーで保管する。

- (4) 体育館シューズ  
ア 体育館内での授業・学校行事等で、学校指定の体育館シューズを着用する。  
イ 体育館のフロアー以外では履かない。フロアーから出るときは必ず脱ぐ。  
ウ シューズ袋に入れ教室で保管する。  
※上履き・グラウンドシューズ・体育館シューズは、必ず記名をする。  
指定の位置・指定の書き方は別途指示する。

#### 【通学用バッグ等】

- (1) メインバッグ  
学校指定のメインバッグを通学用として使用する。
- (2) サブバッグ  
メインバッグに荷物が入らない場合は、学校指定のサブバッグを使用すること。
- (3) 共通事項  
ア 指定品以外のバッグ使用は禁止とする。  
イ 特に許可された場合を除き、サブバッグのみでの登校はしない。  
定期考査、実力・模擬試験等の期間中においてもメインバッグを使用する。  
ウ 部活動のため、やむを得ず指定以外のバッグを使用する場合は、部活動顧問が生徒指導主事の許可及び全体の承認を得る。

#### 【携行品】

- (1) 貴重品、多額の金銭、危険物等、学業に不要なもの（音楽プレーヤー、遊び道具類等）を学校に持ち込まない。誤って持ってきたときは、学級担任に預けること。
- (2) 部室等に私物を置かない。
- (3) 拾得物や紛失物があるときは教師に届ける。
- (4) ごみ等をやむを得ず持ち込んだ場合は、持ち帰りを徹底する。

## 6 校内生活

- (1) 諸掲示、放送、印刷物配付、集会などは、担当教師の許可を必要とする。
- (2) 保護者への緊急連絡は、カード式公衆電話（事務室前）を使用する。
- (3) 教室等の鍵の生徒への貸出しは、職員室で行う。
- (4) 学校の建物、施設、器具類は大切に取り扱い、使用後は必ず責任をもって所定の場所に整頓して返却する。
- (5) 校内の水道・電気は節約利用に努める。
- (6) 校内の物品を破損した場合は、直ちに学級担任（関係職員）に届け出て指示を受ける。  
場合によって破損に対する弁償をしなければならない。
- (7) アイロン、ガス、電熱器その他電気器具は、管理責任者の許可を得てその指導監督の下に使用し、使用後は後始末を特に厳重にする。
- (8) 火気の使用は許可を得た場合を除いて厳禁する。
- (9) 挙動不審の外来者等を見かけたら直ちに教職員に連絡する。
- (10) 校長の許可なく、対外競技等への参加、校外団体加入、物品の販売、金銭の徴収等を行ってはならない。

## 7 環境整備

- (1) 常に環境の美化と整備に心がけ、ゴミ等は進んで拾い校内美化につとめる。
- (2) 危険物を発見したら直ちに事務室に届け出る。
- (3) 大掃除は、所定の日に実施する。
- (4) 掃除の終了後直ちに監督職員に報告し指示を受ける。

## 8 校外生活

- 校外においても、門司学園高校の生徒としての誇りを保ち責任ある態度で行動する。教養ある人間としての良識と判断力及び順法精神を堅持する。
- (1) 不健全な飲食店・遊技場（パチンコ店等）・その他それに類する場所に入りをしない。
- (2) 保護者の許可無く外泊をしない。
- (3) 夜間外出をしない。
- (4) アルバイトは禁止する。家庭の事情等でやむを得ない場合は、アルバイト許可願いを提出して許可を得る。
- (5) 自動車、自動二輪等の運転免許取得を禁止する。

## 9 表彰規定

次の項目について顕著な実績を挙げた生徒を定期又は臨時に表彰する。

- (1) 皆勤賞
  - ・ 3年間
  - ・ 6年間
- (2) 学術賞
  - ・ 学業成績優秀者
  - ・ 科学分野、外国語分野等に顕著な実績を挙げた者
- (3) 功労賞
  - ・ 生徒として他の模範となる顕著な実績を有する者
  - ・ 部活動での九州大会（それに相当するもの）以上への出場者
  - ・ 生徒会活動に尽力した者
- (4) その他